

ルール解説

ルールの理解は勝利への一歩だ！

試合運営委員会から選手の皆さんへ

第二部 第四回テーマ 立論では述べてない、けど・・・

前々回から前回にかけて、難しい理論的な話が続き
ました。今回と次回では、実際の試合の中で整頓され
がちな質疑応答について、それぞれの立場から解説し
ていきます。

今回は、応答側の立場です。皆さんのチームでは、
相手からの質疑にどのような答えをしているでしょ
うか？本当は知っている・わかっていることがらに
いてまで、「わかりません」「立論では述べていませ
ん」と答えてしまってもはいませんか？応答で何ができ
るのか、少し考えてみましょう。

◆応答は立論を繰り返すだけじゃない！

「応答では立論で言ったことしか話してはいけな
い」と思っている人がいるかもしれませんが、そうで
はありません。まず、応答の立場については、ルール
に次のような規定があります。

ルール本則第二条第二項
質疑では立論の内容などについて質問を行い、質疑への応答
は立論の補足として扱われます。

つまり、質疑に対する応答では、立論の内容を確認
するだけでなく、その内容について補足説明を加え
ることが認められています。これには、色々な場
面が考えられます。ここでは二つの例を挙げて説明し
ます。

一つ目に、立論で使われている言葉や表現が、いく
つもの意味にとれる場合に、その意味をはっきりさせ
る説明が挙げられます。

例えば、プランに「終身刑」という言葉が使われて
いるとします。この言葉は、無期懲役と同じように(死
ぬまでの懲役だが、仮釈放という形で刑務所を出られ
る可能性のある刑罰を指して)使う場合と、仮釈放を
認めない、より厳しい刑罰を指して使う場合とがあり
ます。この時、質疑応答で、立論の言う「終身刑」
がどちらを指すのか明確にすることができます。

二つ目に、立論で述べた内容について、その詳細を
説明する場合があります。

例えば、「日本は炭素税を導入すべきである」とい
う論題で、否定側が「鉄鋼業と関連産業で、合わせて
三百万人が失業する」というデメリットを述べ、発生
過程では炭素税がいかに鉄鋼業に打撃を与えるかを
述べたとします。このような事例で、質疑で鉄鋼業の
人数と関連産業の人数を尋ねられた場合には、立論で
述べていなくても、可能な限り答えるべきです。

ただし、いずれの場合にも、立論段階で誤解のない、
かつ必要な論点について十分に根拠をそろえた議論
を目指すべきです。応答で説明することをはじめから
予定している場合、その点を質問されなかった時には
立論について思うような評価を得られないことにな
ります。自分たちの主張に必要な議論については立論
で十分に論じ、そのうえで、質問されたことについて

自分たちのもっている情報から過不足なく誠実な説
明をすることが求められるでしょう。自分たちの不利
に働きそうだからといって、わかっているはずのこと
まで「わからない」と答えたり、いくつもの質問に対
して具体的に答えられなかったりすると、コミュニケ
ーションに対する評価を下げる理由になります。

◆ここに注意！

この他、応答について考える上で注意してほしいこ
とが二つあります。

一つは、質疑の論点や時間配分は基本的に質疑者が
決める、ということとです。質問と必ずしも直結しない
内容を長々と話すことは、コミュニケーションとして
高く評価できませんし、審判が議論に反映させること
もほとんどないでしょう。

もう一つは、応答内容にはチーム全体で責任をもた
なければいけない、ということとです。反駁で応答内容
を無視したり、それと矛盾することを言ったりすると、
審判が議論を誤解する可能性も高くなります。また、
仮にそうならなかったとしても、いい印象にはつな
がりません。

次回予告

今回は質疑応答について、応答者の立場から考えま
した。そこで、今回は質疑者の立場を中心に解説して
いきたいと思います。